

2

行財政改革

1 東京を標的とした税制度の見直しの阻止及び地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。また、税制度の見直しに当たっては、東京を標的とする制度の導入は行わないこと。
- (2) 地方分権に反する地方税を縮小するような措置の導入は行わないこと。
- (3) 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を行わないこと。また、法人事業税の分割基準において、本来の目的から逸脱した、都市部の税収を地方に配分する不合理な改正を行わないこと。法人事業税の暫定措置については、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元されることとされている。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、その規模が拡大されることとなり、あわせて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設されることとされている。

加えて、平成30年度税制改正において、地方消費税の清算基準について、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱する見直しが行われた。

こうした中、平成30年度与党税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」と、再び税源の偏在を理由に、新たな偏在是正措置を行う考えが明記され、総務省において「地方法人課税に関する検討会」が設置されるなど、検討が進められている。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たす

ことで初めて実現するものであり、地方税を縮小するような地方分権に反する措置の導入や受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整を行うことがあってはならない。

東京を標的とした税制度の見直しを繰り返し、地方間の税收格差を調整したとしても、地方の活性化につながらないばかりか、日本全体が縮小し、負のスパイラルに陥るだけである。

日本全体を持続的成長に導くためには、東京が力強いけん引役となり世界からヒトとカネを呼び込みパイを増やすとともに、東京を含む地方が自らの権限と財源を以てそれぞれの地域を活性化させることが極めて重要である。

そのために今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築であり、その実現に向けた改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。また、税制度の見直しに当たっては、東京を標的とする制度の導入は行わないこと。
- (2) 地方分権に反する地方税を縮小するような措置の導入は行わないこと。
- (3) 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を行わないこと。
また、法人事業税の分割基準において、本来の目的から逸脱した、都市部の税收を地方に配分する不合理な改正を行わないこと。法人事業税の暫定措置については、期限の到来をもって確実に廃止すること。

2 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

さらに、平成30年度与党税制改正大綱では、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討することとされており、その一環として、分割基準の本来の目的から逸脱した、都市部の税収を地方に配分する不合理的な改正を再び行うことが懸念される。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理的な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
減収額	1,060	885	930	1,038	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,850

(注)平成30年度は当初予算ベース。

平成20年度から、法人事業税の一部が国税化されている。

3 自動車関係税の充実確保

(提案要求先 総務省・財務省)

(都所管局 主税局・財務局)

- (1) 車体課税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体が実施する施策のための貴重な財源となっていることから、現在の税込規模を維持すること。
- (2) 消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するための対策を講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- (3) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<現状・課題>

自動車の使用は、環境負荷の発生、道路施設の利用、交通行政サービスの享受等の社会的コストを伴うものである。地方自治体は、こうしたコストに対する施策を実施する役割を担っており、とりわけ、道路施設については新たな建設だけでなく、維持・更新の必要性が増している。

このため、地方自治体がそれらの対応に要する財源として、自動車の所有者に一定の負担を求める車体課税を安定的に確保することが不可欠である。

こうした中、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされている。税負担の軽減に関しては、経済産業省等から税制改正要望がなされ、自動車産業界も強く訴えているところであり、減収につながる見直しが懸念される。

また、自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時である平成31年10月に廃止することとされたが、その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入により一部が補填されるものの、現在の税込規模確保の見通しは立っていない。

加えて、本年6月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」において、消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車の購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討することとされており、減収が生じることのないよう、確実に代替財源を確保することが必要不可欠である。

また、燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すべきである。

なお、我が国における自動車の取得・保有・走行（燃料課税）に係る自動車関係税としての税負担額は、諸外国と比較しても低い水準にある。

＜具体的要求内容＞

- （１）車体課税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体を実施する施策のための貴重な財源となっていることから、現在の税収規模を維持すること。
- （２）消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するための対策を講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- （３）燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。

参 考

【「平成２９年度与党税制改正大綱」（平成２８年１２月８日）から抜粋】

第一 ５ 車体課税の見直し

平成３１年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

【「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平成３０年６月１５日）から抜粋】

第３章 ２．2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

（４）耐久消費財対策

2014年４月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

【「平成３１年度税制改正に関する経済産業省要望 【概要】」（平成３０年８月）から抜粋】

車体課税の抜本的見直し（自動車税・自動車取得税・自動車重量税・軽自動車税）

- ・ 平成２９年度与党税制改正大綱等を踏まえ、簡素化・ユーザー負担の軽減に資する以下要望を行う。

（１）自動車の保有に係る税負担の軽減

平成２９年度与党税制改正大綱等に基づき、以下を含む抜本的見直しを行う。

① 自動車税の引き下げ

⇒ 軽自動車税の負担水準を基準とした税率引き下げ

（２）消費税率引き上げによる需要平準化のための対策

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえ、消費税率引き上げに

よる需要変動を平準化するため、取得段階のユーザー負担の軽減に向けた必要な対応を検討し、措置を講ずる。

【自動車関係税の都における収入額】

(単位：億円)

税 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自動車税	1,068	1,056	1,046	1,046	1,052
自動車取得税	92	138	143	173	176
軽油引取税	412	409	408	408	408
地方揮発油 譲与税	21	22	21	21	20

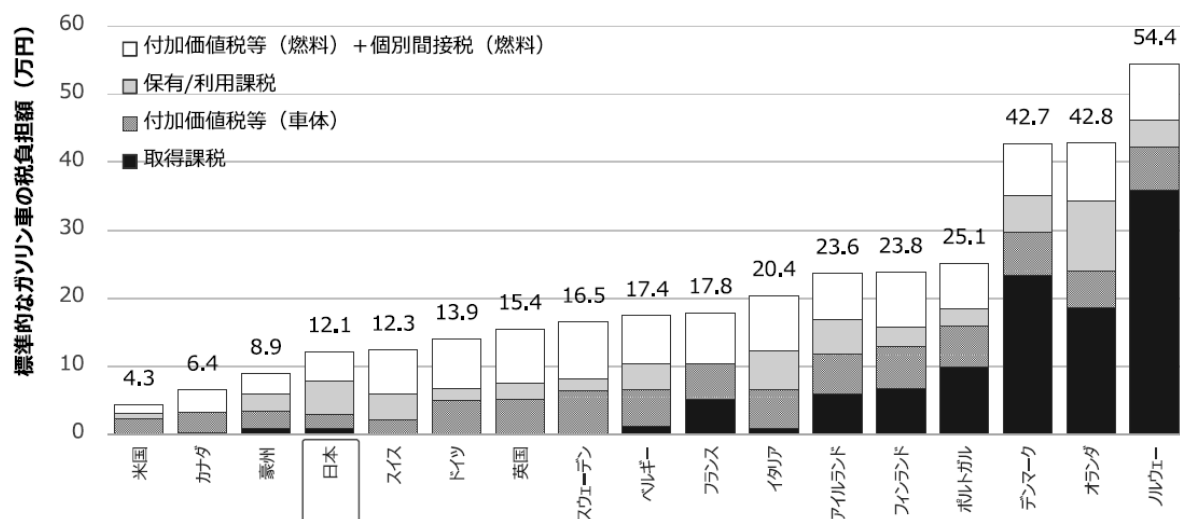
(注)平成30年度は当初予算

(注)自動車取得税及び軽油引取税について、法定目的税として収納された額は除く

【乗用車の取得・保有・走行（燃料課税）に係る年間税負担額の国際比較】

標準的な自動車1台当たりの取得・保有・走行に係る税負担額

(2018年1月時点)



- ※1 各国税率は2018年1月時点。車体価格180万円(税抜)、排気量1,800cc、車両重量1.5t、燃費15.3km/L(JC08モード)、馬力104kW、排出係数2.32kgCO₂/L、年間走行距離10,000km、欧州排ガス規制Euro 6水準と仮定し計算。但し、取得時に課税される税は、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を計上。
- ※2 ガソリン価格(税抜)は、日本55.2円/L、ベルギー0.49EUR/L、デンマーク3.75DKK/L、フィンランド0.42EUR/L、フランス0.44EUR/L、ドイツ0.44EUR/L、アイルランド0.44EUR/L、イタリア0.46EUR/L、オランダ0.44EUR/L、ポルトガル0.45EUR/L、スウェーデン4.39SEK/L、スイス0.55CHF/L、英国0.33GBP/L、カナダ0.75CAD/L、米国0.49USD/L、臺灣0.81AUD/L、ノルウェー4.88NOK/L (IEA, Energy Prices and Taxes, Volume 2016 Issue 3の2015年第四半期、2016年第四半期の各国平均値)。
- ※3 為替レートは、114円/USD、127円/EUR、88円/CAD、86円/AUD、159円/GBP、117円/CHF、17円/DKK、13円/SEK、14円/NOK(みずほ銀行外国為替相場2015年1月から2017年12月の月平均値)。
- ※4 ベルギーはフランドル地域、スイスはジュネーブ州、米国はニューヨーク州マンハッタンを想定。また、フランスの取得税はパリ市、イタリアの車体課税はローマ市、オランダの保有税は北ホラント州、臺灣の保有税はニューサウスウェールズ州の税率を適用。

注 環境省「諸外国における車体課税のグリーン化の動向」より抜粋。

4 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、今年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があると、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度